

太陽光発電設備を設置している方へ ～償却資産（固定資産税）申告が必要です～

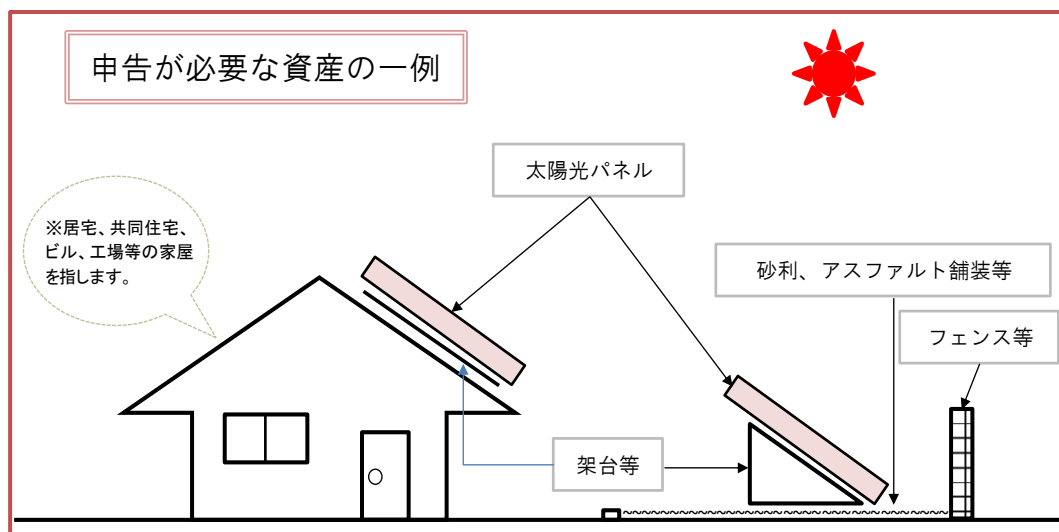
償却資産（固定資産税）とは

土地及び家屋以外の**事業の用に供**することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものなどをいいます。

償却資産の所有者（個人又は法人）は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告する必要がある（地方税法第383条）、固定資産税（償却資産）の課税の対象となります。

太陽光発電設備について

（全量・余剰に関わらず）**売電用**又は**その他の事業用**とすることを目的として、遊休地や家屋の屋上スペース・屋根、カーポート等に太陽光発電設備を設置する場合には、原則、太陽光パネル等の設備は償却資産に該当します。



<申告が必要な資産の一例>

<p>太陽光発電設備一式 ⇒申告書の記入欄は、 資産の種類『2：機械及び装置』</p>	<p>太陽光パネル、架台、接続ユニット（接続ボックス）、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、送電設備等及びその設置工事費用等</p> <p>※屋根材として家屋の評価に含まれる太陽光パネル等及び事業の用に供しない蓄電池設備を除く</p>
<p>土地造成費用ほか ⇒申告書の記入欄は、 資産の種類『1：構築物』</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利、碎石、アスファルト・コンクリート舗装等や土留、切土、盛土等、税務会計上土地の取得価額に含まれない土木工事費用等 ・排水溝等の土木施設、フェンスやその設置工事費用等

償却資産の評価と税額の計算について

償却資産の評価は、取得価額及び耐用年数を基本として、一品ごとに算出し、その評価額の合計が課税標準額となります。

課税標準額が150万円未満（免税点）の場合は、課税されず納税通知書は発行されません。ただし、免税点未満の場合であっても、申告書の提出は必要です。

税額の算出方法

課税標準額（1,000円未満切捨）×税率（1.4%）＝税額（100円未満切捨）

よくある問合せ

Q1 償却資産の申告はしなくてはならないのですか？しないとどうなりますか？

A1 償却資産については、土地及び家屋と異なり登記制度がないため、納税義務者や資産の内容等を、所有者が自ら申告をしていただく必要があります。

正当な理由なく申告をしない場合は、高松市市税条例第56条に基づき10万円以下の過料を科される場合があります。又、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条に基づき罰金等を科される場合があります。

Q2 太陽光発電設備の償却資産申告で提出する書類は？

A2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）、種類別明細書（増加資産・全資産用）、認定通知書です。申告書、明細書については高松市ホームページからダウンロードできます。

認定通知書は下記ア～ウの書類の写しいずれかを提出してください。なお、認定通知書がお手元にない場合は、資産税課償却資産係へお問い合わせください。

ア 経済産業省発行の『10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書』

イ 経済産業省発行の『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）』

ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センター発行の『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）』

Q3 土地造成費用等は固定資産税（償却資産）の課税対象になりますか？

A3 土地造成費用の内、埋立て、地盛り、地ならし等、税務会計上土地の取得額に含めることができるものは、償却資産とはなりませんが、土地の取得価額に含めることができない、砂利、碎石、アスファルト・コンクリート舗装等の構築物は、償却資産として固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

また、緑化施設や排水溝等の屋外にある構築物は、家屋に該当しないため、償却資産として申告が必要になります。

<問合せ・申告書類の提出先>

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 財政局税務部資産税課 償却資産係（本庁舎2階19番窓口）

電話 087-839-2244

FAX 087-839-2230

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/tax/kotei/shokyaku/shoukyaku.html>